

豊岡市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国土交通省から移管を受けた都市再生街区基本調査によって設置された測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定め、もってその万全な管理保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において市が管理保全する公共基準点とは、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。

2 都市再生街区基本調査で設置された街区三角点は、2級基準点相当とし、街区多角点は、3級基準点相当とする。

(公共基準点の使用手続等)

第3条 公共基準点を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、公共基準点使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、公共基準点使用承認書を常時携行し、請求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 使用者は、公共基準点を使用後、公共基準点使用報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告するものとする。

5 測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、豊岡市手数料条例（平成17年条例第62号）別表第4に定める額の手数料を納めるものとする。ただし、測量成果及び測量記録の閲覧については、無料とする。

(公共基準点の現況報告)

第4条 使用者は、測量に際し公共基準点の現況を公共基準点現況報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。

(公共基準点付近での工事施工の届出)

第5条 次に掲げる工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第5号）を市長に提出し、市長の指示に基づき公共基準点の保全について必要な措置を講じるもの

とする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 杭打ち又は杭抜き工事等の振動が基準点に影響を及ぼすと判断される工事
- (3) その他公共基準点の効用に支障を来すと思われる工事

2 公共基準点付近での工事が完了したときは、工事施工者は、速やかに公共基準点付近での工事完了報告書（様式第6号）を市長に提出し、検査を受けるものとする。

3 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者は、市長との協議後、公共基準点復旧承認申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、公共基準点復旧承認書（様式第8号）により工事施工者に通知するものとする。

（一時撤去及び移転）

第6条 公共基準点を一時撤去し、又は移転しようとする者（公共基準点の設置されている土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）を除く。以下「撤去等申請者」という。）は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第10号）により撤去等申請者に通知するものとする。

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 公共基準点の一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障を来した者は、当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。この場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ、これを変更することができるものとする。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点を移転し、又は復旧する工事（以下「移転等工事」という。）は、原因者が行うものとする。ただし、第6条第3項の請求があった場合は、市長が行うものとする。

2 移転等工事に伴う測量成果の修正に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき市長が行うものとするが、測量実務は工事施工者が行い、手続き上必要な測量成果品一式を作成するものとする。

（移転等工事）

第9条 撤去等申請者は、移転位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議するものとする。

2 公共基準点は、既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、市長と協議するものとする。

3 移転等工事が完了したときは、撤去等申請者は、速やかに公共基準点工事完了報告書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の報告書が提出されたときは、14日以内に検査するものとする。

5 撤去等申請者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けるものとする。

（費用の負担）

第10条 公共基準点の移転等工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、第6条第3項の請求による場合を除き、原因者の負担とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

豊岡市長 様


申請者 住 所
氏 名



豊岡市公共基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|---------------|----------------------|-----|
| 使用目的 | | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） | |
| 測量地域 | | |
| 使用する 公共基準点 | 計 点 | |
| 測量方法 | | |
| 測量計画 機関 | 名 称 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 所在地 | TEL |
| 測量作業 機関 | 名 称 | |
| | 担当者氏名 | |
| | 所在地 | TEL |
| 備 考 | | |

| 公共基準点使用承認書 | |
|--|----------------------|
| 様 | |
| 公共基準点の使用について下記のとおり承認します。 | |
| 記 | |
| 使用目的 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） |
| 測量地域 | |
| 使用する 公共基準点 | 計 点 |
| 測量方法 | |
| 測量 作業 機関 | 名 称 |
| | 担 当 者 |
| | 所 在 地 TEL |
| 承認条件 1 裏面記載の公共基準点使用条件を遵守すること。 2 使用終了後は、公共基準点使用報告書（様式第3号）を提出すること。 | |
| 承認番号 第 号 年 月 日 | |
| 豊岡市長  | |
| 担当連絡先 | TEL |

(裏)

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時にこの承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては、公共基準点の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点本体及び立ち入った施設に損害を与えた場合は、申請者の責任で原形復旧すること。
- 6 公共基準点の使用に際し、公共基準点の現況を公共基準点現況報告書（様式第4号）により報告すること。
- 7 作業者は、公共基準点及びその周辺において工事の予定がある場合は、速やかに報告すること。

様式第3号（第3条関係）

公共基準点使用報告書

年 月 日

豊岡市長 様

報告者 住 所
氏 名



公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|----------------|----------------------------|--------|--|
| 使用目的 | | | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） | | |
| 測量地域 | | | |
| 使用した 公共基準点 | 計 点 | | |
| 使用承認番号 | 承認番号 第 号 | | |
| 測量 作業 機関 | 名 称 | | |
| | 担 当 者 | | |
| | 所 在 地 | TEL | |
| 使用結果 (精 度) | No. ~ No. | 相対精度1: | |
| | No. ~ No. | 相対精度1: | |
| | No. ~ No. | 相対精度1: | |
| | No. ~ No. | 相対精度1: | |
| 特 記 事 項 | (故障点、異状点の状況を記載) | | |
| 添 付 書 類 | (1)精度管理表 (2)成果表、網図の写しなど | | |

(裏)

現況の欄等の記載については、次に掲げるとおりとする。

- 1 正常 点の記等により金属標が正常と判断されるもの。
- 2 異状 次の各号のいずれかに該当するもの。
 - (1)亡失 金属標がなくなっていることを確認したもの。金属標はあるが、その位置が測量成果の標示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの（後者については、備考欄に「成果異状」と記載する。）
 - (2)不明 金属標が発見できず、亡失していることが確認できないもの。
 - (3)傾斜 金属標が傾斜しているため、復旧が必要と判断されるもの。
 - (4)要移転 金属標は正常であるが、現状のままでは将来における保存の継続が見込まれず、移転が必要と判断されるもの。
 - (5)埋没 金属標が地中に埋没しており、高上又は保護策が必要と判断されるもの。
 - (6)露出 金属標が著しく露出しており、低下又は保護策が必要と判断されるもの。
 - (7)金属標き損 金属標がき損しているため、補修が必要と判断されるもの。
- 3 要安全処置 街区基準点が車道内、歩道内その他車輛、人の通行が煩雑なところにあり、事故のおそれ等がある場合は、備考欄に「要安全処置」と記載する。

様式第5号（第5条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

豊岡市長 様

届出者 住 所
氏 名



豊岡市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|-----------------------|--|-----|
| 工 事 件 名 | | |
| 工 事 場 所 | 豊岡市 | 番地 |
| 工 事 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで (日間) | |
| 工 事 概 要 | | |
| 公共基準点番号 | | |
| 占 用 企 業 者 | 名 称 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 所 在 地 | TEL |
| 工 事 請 負 者 | 名 称 | |
| | 担 当 者 | |
| | 所 在 地 | TEL |
| 添 付 図 書 | 1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点図 5 写真（公共基準点、その周辺及び全引照点を確認できるもの） | |

公共基準点付近での工事完了報告書

年 月 日

豊岡市長 様

報告者 住 所
氏 名



年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-----------------------|--|
| 工 事 件 名 | |
| 工 事 場 所 | 豊岡市 番地 |
| 工 事 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） |
| 公共基準点番号 | |
| 公共基準点 の状況 | (1) 測量標のき損状態： |
| | (2) 構造物のき損状態： |
| | (3) その他： |
| 工 事 請 負 者 | 名 称 |
| | 担 当 者 |
| | 所 在 地 TEL |
| 添 付 図 書 | 1 完了写真（公共基準点及びその周辺が確認できるもの） 2 引照点図（着工前及び完了後が対比できるもの） 3 その他公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果 |

様式第7号（第5条関係）

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

工事により異状を来した公共基準点の復旧について、豊岡市公共基準点管理保全要綱第5条第3項の規定により承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|---------------------------------|----------------------|-----|
| 復 旧 理 由 | | |
| 復 旧 内 容 | | |
| 復 旧 場 所 | 豊岡市 番地 | |
| 復旧する 公共基準点 | | |
| 復 旧 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） | |
| 復 旧 工 事 請 負 者 | 名 称 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 所 在 地 | TEL |
| 備 考 | | |

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、下記のとおり承認します。

記

承認事項

| | |
|-----------|--------|
| 復旧内容 | |
| 復旧場所 | 豊岡市 番地 |
| 復旧する公共基準点 | |
| 復旧完了期限 | 年 月 日 |

承認条件

- 1 公共基準点の再利用が困難な場合は、市の担当課へ連絡してください。
- 2 公共基準点設置工事完了後は、速やかに公共基準点工事完了報告書（様式第12号）を提出し、市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに市長へ届け出て、協議してください。

承認番号 第 号
年 月 日

豊岡市長



担当連絡先

TEL

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者 住 所
氏 名



工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、豊岡市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

| | | |
|-----------------------|--|-----|
| 一時撤去・移転理由 | | |
| 工 事 件 名 | | |
| 工 事 場 所 | 豊岡市 番地 | |
| 一時撤去・移転する 公共基準点 | | |
| 移転する場合の 移転候補地 | 豊岡市 番地 | |
| 工 事 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 一時撤去・移転期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 工 事 請 負 者 | 名 称 | |
| | 担 当 者 | |
| | 所 在 地 | TEL |
| 添 付 図 書 | 1 位置図 2 平面図 3 写真（公共基準点、及びその周辺が確認できるもの） 4 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの） | |
| 備 考 | ※現況状況等を記載する | |

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 第 _____ 号
年 月 日

様

豊岡市長



年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）
について、次のとおり承認します。

記

承認事項

| | |
|--------------------|--------|
| 移 転 先 | 豊岡市 番地 |
| 一時撤去・移転する 公共基準点 | |
| 完 了 期 限 | 年 月 日 |

承認条件

- 1 再設置位置については、市長と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 公共基準点の再利用が困難な場合は市担当課へ連絡してください。
- 3 公共基準点設置工事完了後は、速やかに公共基準点工事完了報告書（様式第12号）を提出し、市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに市担当課に連絡してください。

担 当 連 絡 先

TEL

様式第11号（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

豊岡市長 様

請求者 住 所

氏 名



電 話

豊岡市公共基準点管理保全要綱第6条第3項の規定により公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

記

| | |
|----------------------|-----------------|
| 一時撤去・移転理由 | |
| 請 求 場 所 | 豊岡市 番地 |
| 一時撤去・移転を 求める公共基準点 | |
| 一時撤去・移転を 求める期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考 | |

様式第12号（第9条関係）

公共基準点工事完了報告書

年 月 日

豊岡市長 様

報告者 住 所
氏 名



年 月 日付第 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転・復旧）について、工事が完了しましたので、次のとおり報告します。

記

| | | |
|-------------------|---|--------|
| 工 事 件 名 | | |
| 工 事 場 所 | | 豊岡市 番地 |
| 設 置 工 事 完 了 日 | | 年 月 日 |
| 設 置 公 共 基 準 点 番 号 | | |
| 工 事 請 負 者 | 名 称 | |
| | 担 当 者 | |
| | 所 在 地 | TEL |
| 添 付 図 書 | 1 完了写真（移転等工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況が確認できるもの） 2 測量成果品一式 | |